

長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置等に関する条例施行規則

平成28年 3月22日

長野県地方税滞納整理機構規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標準審理期間)

第2条 法第16条の標準的な審理期間は、3月とする。

(審理員となるべき者の名簿)

第3条 法第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、以下の表のとおりとする。

審査請求に係る滞納者の所管	審理員となるべき者
徴収第一課	徴収第二課長の職にある職員
	徴収第二課係長の職にある職員
徴収第二課	徴収第一課長の職にある職員
	徴収第一課係長の職にある職員

(審査会の議事)

第4条 長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、委員の過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員の過半数をもって決する。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することはできない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第5条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続きを併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続きを分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(審査請求人等による提出書類等の交付に係る手数料)

第6条 条例第6条第1項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写された用紙にあつては20円）とする。

この場合において、両面に複写された用紙については、片面を1枚として額を算定する。

2 手数料の納付は、現金をもって納付しなければならない。

3 条例第7条第1項の規定による交付を受ける者が、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2千円を限度として手数料を減額し、又は免除をすることができる。

4 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は連合長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。